**特定事業所集中減算の「サービスの質の高いことによる利用者の希望を勘案した場合など**

**により特定の事業者に集中していると認められる場合」についての事例検討依頼について**

1. **概要**

特定の事業所にサービスが集中することについて、「サービスの質の高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」正当な理由に当てはまる場合には、利用者からサービスの質が高いことを理由に当該事業所のサービスを利用したい旨の理由書の提出を受けることが必要になります。

「サービスの質が高い」とは、その利用者のサービス利用について、複数の事業所のサービスを比較し、該当事業所が他の事業所よりも優れたサービスを提供できることを指すと考えます。担当ケアマネジャーは以上のことを踏まえ、利用者にとって本当にその事業所のサービスが必要か判断したうえで、市に届出を行うか検討してください。

（利用者から理由が出されたのみでの届出は、ご遠慮ください。）

市は届出が提出された場合、該当事業所のサービスがどのような点で他の事業所のサービスよりも優れていると判断されてケアプランに位置づけられたか地域ケア会議にかけ検討を行います。

1. **提出書類**
* 特定事業所集中減算についての事例検討依頼書
* 利用者から提出を受けた理由書（任意様式）の写し
* 直近の居宅サービス計画書（第1表から3表）の写し
* 直近のサービス利用票及びサービス利用票別表の写し
* 直近の課題分析にかかる記録の写し

※アセスメントシート、フェイスシート等

* 直近のサービス担当者会議の記録、モニタリングの記録の写し
* その他、サービスの質が高いことが確認できる書類等
1. **提出期限**

届出が必要な事業所は、速やかに提出書類を提出してください。

1. **提出方法**

提出書類を揃え、郵送か窓口にてご提出ください。

1. **提出後の取り扱い**

提出後、直近の地域ケア会議にて、本案件について検討がなされることとなります。

地域ケア会議には、届出をされたケアマネジャーの参加が必要です。欠席がないようご注意ください。※日程の都合がつかない場合は、同事業所のケアマネジャーの参加等認めるものとします。事前にご相談ください。

地域ケア会議で議論された内容は、記録に残し５年間保管すること（様式は任意）。特定事業所集中減算の届出の際添付書類として提出が必要となります。

※地域ケア会議の日程については、後日連絡いたします。